

四日市市告示第405号

四日市市里山竹林環境保全支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

平成30年7月2日

四日市市長 森 智広

#### 四日市市里山竹林環境保全支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の里山又は竹林等（以下「里山等」という。）の保全活動に取り組む団体に対し、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用して補助金を交付することについて、四日市市補助金等交付規則（昭和57年四日市市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項をこの要綱で定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、自主的に保全活動を行う団体で、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 継続的に活動を行うことができること。
- (2) 構成員の過半数が、本市に在住、在勤又は在学していること。
- (3) 規約等を有し、代表者及び経理について定められていること。
- (4) 活動の実施につき、土地所有者に説明を行い、同意を得ていること。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行う次に掲げる事業とする。

- (1) 里山等の保全活動に関するもので、不要木の除去、枝打ち、下刈り、植栽木の管理、更新伐採等
- (2) 保全活動の普及及び啓発のための表示板の設置、講習会の開催等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が認める事業

2 前項の規定にかかわらず、政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とする事業及び本補助金以外の補助金の交付を受け、又は受けることが予定されている事業については、補助対象事業としない。

(補助対象経費、補助率等)

第4条 市長は、補助対象事業に要する経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、補助対象経費及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 一補助対象者あたりの補助上限額は年間50万円とする。

(補助金の評価)

第5条 市長は、当該補助金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

2 市長は、前項による検証の結果、必要と認めたときは、要綱の改正又は廃止その他適切な措置を講じるものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

(商工農水部農水振興課)

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助率
1 チェーンソー、刈払機その他必要な機械類の購入又は借上料に要する経費	4分の3以内
2 チェーンソー、刈払機その他必要な機械の燃料の購入に要する経費	
3 補助対象者では実施できない特殊な作業又は危険を伴う作業の委託に要する経費	
4 補助対象事業の実施において必要な消耗品、原材料等の購入に要する経費	
5 補助対象事業の実施において必要な傷害保険等の加入に要する経費	
6 チェーンソー、刈払機等の使用に係る安全教育の受講に要する経費	
7 講習会等の実施に要する経費	
8 その他市長が認める経費	

注1 機械類の購入及び作業の委託に要する経費について、原則として補助対象経費総額の2分の1を超えることはできない。

注2 講習会等の実施に要する経費について、補助対象者の構成員に対する謝金及び賃金は補助対象経費として認めない。

第1号様式

年 月 日

四日市市長

住 所

名 称

代表者氏名

印

四日市市里山竹林環境保全支援事業費補助金交付申請書

年度において、四日市市里山竹林環境保全支援事業を実施したいので、四日市市補助金等交付規則第3条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請金額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業実施計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体規約
- (4) 構成員名簿
- (5) 土地所有者の同意書
- (6) その他

# 事業実施計画書

事業実施主体

---

事業の目的	
事業実施場所	
事業実施期間	
事業内容	
延べ活動人数	

注1) 位置図を添付すること。

## 収 支 予 算 書

### 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較		備 考
			増	減	
補 助 金					
自 己 資 金					
合 計					

### 支出の部

(単位：円)

項 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較		備 考
			増	減	
合 計					

注1) 補助対象経費のみ記入すること。

注2) 機械類の購入に際しては、仕様がわかる資料を添付すること。

注3) 単価10万円を超えるものは、複数事業者からの見積書を添付すること。

注4) 支出については、その詳細を別紙「内訳書」に記入すること。



住 所  
名 称  
代表者氏名

補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった 年度四日市市里山竹林環境保全支援事業費補助金については、四日市市補助金等交付規則第4条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長 印

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 補助金の対象となる事業
- 3 補助金の交付の条件
  - (1) 補助金に関する法令、規則及び交付要綱に定めるところの条件に従わなければならない。
  - (2) 事業の変更又は、事業の遂行が困難なときは、速やかに報告すること。
  - (3) この補助金に係る帳簿及び証拠書類を補助事業終了の年次の次の年度から5か年整理保存しなければならない。
  - (4) 示された条件に従わない場合は、補助金の返還を命じることがある。
  - (5) この補助事業に係る一切のことについて、市が監査を行うことがある。



第3号様式

年 月 日

四日市市長

住 所

名 称

代表者氏名

印

補助事業計画変更承認申請書

年 月 日付け四日市市指令 第 号で交付決定通知のあった事業について、下記のとおり計画を変更したいので、四日市市補助金等交付規則第11条の第1項の規定に基づき承認されたく申請します。

記

1 変更交付申請金額 金 円

2 変更の理由

3 変更の内容

第4号様式

四日市市指令 第 号

住 所  
名 称  
代表者氏名

補助金変更決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度四日市市里山竹林環境保  
全支援事業の計画変更を承認したので、補助金の交付決定を下記のとおり変更します。

年 月 日

四日市市長 印

記

- 1 変更決定額 金 円
- 2 計画変更の内容
- 3 条件

第5号様式

年 月 日

四日市市長

住 所

名 称

代表者氏名

印

四日市市里山竹林環境保全支援事業実績報告書

年 月 日付け四日市市指令 第 号で補助金の交付決定を受けた 年度四日市市里山竹林環境保全支援事業を完了（廃止・中止）したので、四日市市補助金等交付規則第13条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 事業実績及び効果

2 添付書類

- (1) 事業実施実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費の領収書
- (4) 実施状況を記録した写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

事業実施実績書

事業実施主体

---

事業の目的	
事業実施場所	
事業実施期間	
事業実績	【整備面積            h a 】
延べ活動人数	
事業の効果	

注1) 位置図を添付すること。

収 支 決 算 書

収入の部

(単位：円)

区 分	本年度決算額	本年度予算額	比 較		備 考
			増	減	
補 助 金					
自 己 資 金					
合 計					

支出の部

(単位：円)

項 目	本年度決算額	本年度予算額	比 較		備 考
			増	減	
合 計					

注1) 補助対象経費のみ記入すること。

注2) 支出については、その詳細を別紙「内訳書」に記入すること。



年 月 日

請 求 書

四日市市長

住 所

名 称

代表者氏名

印

下記の金額を請求します。

金 \_\_\_\_\_ 円

但し、 年度四日市市里山竹林環境保全支援事業費補助金

年 月 日

四日市市長

住 所

名 称

代表者氏名

印

四日市市里山竹林環境保全支援事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け四日市市指令 第 号で補助金の交付決定のあった 年度四日市市里山竹林環境保全支援事業費補助金について、概算払によって交付を受けたいので、四日市市補助金等交付規則第15条第2項の規定に基づき、請求します。

記

- 1 補助金概算払請求額 円  
(補助金交付決定額 円)
- 2 概算払が必要な理由